



トラブルを未然に防ぐために——

にしわき消費生活通信

「契約」とは、申し込みとそれに対する承諾の意思表示が合致することで成立する、「法的な拘束力を持つ約束」です。一度契約すると、一方的な取り消しや解除をすることはできません。また契約の際、必ずしも書面が必要ではなく、^{くちやくそく}口約束でも成立します。

◆契約前のチェックリストとアドバイス

▶基本チェック項目

- ①契約の内容を明確に理解しているか。
- ②代金はいくらか。他に支払う費用はないか。
- ③解約の条件を確認したか。
- ④違約金・損害賠償の条件を確認したか。
- ⑤事業者の名称・住所・電話番号を確認したか。
- ⑥通信販売の場合、返品条件を確認したか。
- ⑦定期購入を条件に、初回だけ商品を安く購入できる契約ではないか。

▶長期間にわたる契約の場合

- ①契約を最後まで続けることができるか。

No.219

「契約」って何だろう

- ②中途解約できるか確認したか。

▶投資・もうけ話の場合

- ①「絶対にもうかる」と言われていないか。
- ②もうかる仕組みを理解しているか。

▷アドバイス

本当に今必要な契約なのか、契約する前によく考えることが大切です。契約を急かされた場合でも契約内容をよく理解し、疑問点があれば理解できるまで質問しましょう。特に、長期間にわたる契約では契約中に何が起こるか分からないので、慎重な判断が必要です。

困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時
(祝日・年末年始除く)